写

いなべ市公告第 191 号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

いなべ市福祉バス員弁・大安ルート運転業務に係る受託者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

令和８年 11 月 18 日

いなべ市長　日　沖　　靖

1　業務概要

(1)　事 業 名　令和９年度市単独事業

(2)　業務番号　い交通役第１号

(3)　業 務 名　いなべ市福祉バス員弁・大安ルート運転業務

(4)　履行場所　いなべ市一円

(5)　業務内容　次に掲げる業務とし、詳細は仕様書のとおりとする。

ア　福祉バス員弁・大安ルートの運転業務

イ　福祉バス員弁・大安ルートの運行管理業務

(6)　履行期間　令和９年４月１日(木)から令和 10 年３月 31 日(金)までとする。

2　参加資格

いなべ市福祉バス員弁・大安ルート運転業務（以下「本業務」という。）の本プロポーザルに参加する者は、いなべ市福祉バス員弁・大安ルート運転業務参加申込書（以下「参加申込書」という。）提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1)　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。

(2)　いなべ市入札参加資格者名簿において、業種「運送・運搬」業種細目「バス運行（バス借り上げ含む。）」に登録されている者であること。

(3)　いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年いなべ市告示第 103 号）第４条第１項の規定により入札参加資格停止措置を受けている期間中でない者であること。

(4)　手形交換所から取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6)　いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成28年いなべ市告示第119号）別表第2に規定する要件に該当する者でないこと。

(7)　道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受け、現に事業活動を行っていること。

(8)　道路運送法第7条の規定による欠格事由に該当する者又は同法第40条の規定による許可の取消し等の処分を受けている者でないこと。

(9)　いなべ市内に本社、支店又は営業所の所在地があり、本業務で使用する車両の駐車場を確保できること。

(10)　令和3年度以降に、地方自治体からコミュニティバス運行等に関する事業の受注など、本業務と同種又は類似の事業を受託した実績を有すること。

3　審査及び選定方法

本プロポーザルは、本業務の本プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、次に掲げる評価項目について提案説明を受けた上で審査を行い、評価合計点が最も高い者を候補者として選定するものとする。

(1)　業務実績評価

(2)　業務遂行能力評価

ア　運行管理体制（組織体系）

イ　危機管理体制（事故、乗せ忘れ、乗車定員超過その他の緊急時の対応）

ウ　安全確保体制（安全、接客教育及び健康管理）

エ　連絡報告体制（市との連絡、事業者内での連絡、苦情・要望等の取扱い）

オ　車両維持管理体制

カ　高齢者及び障がい者への対応

(3)　見積金額評価

4　手続等

(1)　担当部局

〒511-0498　三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市役所　都市整備部　交通政策課

電話 0594（86）7808　ファクシミリ 0594（86）7870

(2)　仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア　閲覧方法

仕様書等は、いなべ市ホームページからダウンロードすること。

いなべ市ホームページの入札契約情報

https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1010171.html

イ　閲覧期間

公告の日から令和９年１月８日(金)午後４時までとする。

(3)　参加申込書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限

令和９年１月８日(金)午後４時

イ　提出場所

上記(1)に同じ。

ウ　提出方法

持参又は簡易書留により郵送にて提出すること。

持参の場合は、いなべ市の休日を定める条例（平成15年いなべ市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。また、発送前に担当部局へ電話連絡すること。

(4)　公告の内容についての質問書の提出期限、提出場所、提出方法等

ア　提出期限

令和８年12月18日（金）午後４時

イ　提出場所

上記(1)に同じ。

ウ　提出方法

質問書により、電子メールにて下記の電子メールアドレス宛に送信すること。なお、電子メールには下記の件名を記載することとし、送信後は、担当部局へ電話連絡すること。

電子メールアドレス　koutsuu@city.inabe.mie.jp

電子メール件名　【質問書】いなべ市福祉バス員弁・大安ルート運転業務ー質問者名

エ　回答日

令和８年12月25日（金）

オ　回答方法

いなべ市ホームページの入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

（https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/1010171.html）

(5)　企画提案書の提出期限、提出場所、提出方法等

ア　提出期限

令和９年１月 22 日（金）午後４時

イ　提出場所

上記(1)に同じ。

ウ　提出方法

持参又は簡易書留により郵送にて提出すること。

持参の場合は、休日を除く。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。また、発送前に担当部局へ電話連絡すること。

エ　提出部数

正本１部及び副本４部（写し可）

(6)　審査の実施日、実施場所及び審査方法

ア　実施日

令和９年１月 29 日（金）

詳細な時間等については、本プロポーザル参加者に連絡する。

イ　実施場所

いなべ市役所

ウ　審査方法

提案された企画提案書に基づいて、委員会による審査を行う。

５　その他

(1)　手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2)　契約保証金　要

ただし、いなべ市契約規則（平成 22 年いなべ市規則第 16 号）第 27 条第１項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えるとき、又は第 28 条第１項各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(3)　契約書作成の要否　要

(4)　関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(5)　評価順位第１位の者を随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。なお、評価点の合計が同点となる者が２者以上であるときは、上記３(2)の評価項目の合計点が高い者と契約交渉を行うものとし、なおも同点となる場合は、くじ引きにより順位を決定する。

また、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行うものとする。

(6) 参加申込者が１者の場合でも審査を行い、委員会の評価において、評価合計点が６割未満となった場合を除き、随意契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

(7) 本業務の契約上限額は、金 64,886,800 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

(8) 本プロポーザルに係る費用は、参加申込者の負担とする。

(9) 審査の結果、選定されなかった者に対しては、その旨を書面にて通知する。

(10) 審査内容や選定結果に対する問い合わせ等は一切受け付けない。

(11) 本業務の契約者以外の企画提案書は返却する。

(12) 契約締結者が提出した企画提案書は、いなべ市情報公開条例（平成 15 年いなべ市条例第８号）に基づく公開対象文書となる。

(13) 企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。

(14) 審査書類等に虚偽の記載をした場合には、提出された審査書類等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止等の措置を行うものとする。

(15) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでにいなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。

(16) 本プロポーザルの詳細は、本業務に係る仕様書及び本業務公募型プロポーザル実施要領によるものとする。